

るにを品買信定署る、負に原のの渡いる者のよ。まも早を
 め面品入、通特のいス用ム「品段き買移事連おる更て、品
 定書入納く報て手て一費ラは入別引、に当関量す変いは納
 のの納るな同しいめりのグ手納りのは手両び数意のつ手の
 手書みあと、と買定り手ロいるよへ場合、よる合荷にい分
 い文のでこ録文はに料りプ買いに者場買はおすに出来買過
 買注ら品る目注て確材売理。て面業るら手書定とたす。超
 で本か物回、定い明原、管るれ書搬よかり文指これいいは
 数量り手は、下ス、確いつて「に庫きらが運に手売注のうさ、ない
 る、(b)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 数、(b)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 る、(b)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 定しな手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 指れば、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 がけ、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 手なり、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 いし、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 買給、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 に供、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 」を、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 ス量、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 一求、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 リ要、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 リ品、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 材入、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品
 材納、(c)手は、を一確つては、め在でが挙げ手業者あり、いを予る利品

4. インボイス送付および価格設定、割増運賃。本注文書で「運賃」
 と価格おのり、本注文書の「運賃」の経すにて、
 べ段のり、本注文書の「運賃」の経すにて、
 別売のり、本注文書の「運賃」の経すにて、
 入品番号、改訂またはコンテナの個数、
 出船荷証券の適正値を課税し、
 準じ付手なは資の急し、
 売れば自たえき費用も
 超引うも

5. 包装、荷印の表示、出荷、開示、特別の警告または指示。売り
 手は下記のすべてを行う。(a) 買い手、関係する運送業者およ
 び仕向国の要件に従って納入品を適正に梱包して、荷印を付
 出する。(b) 買い手の指示に従って積荷を発送する。(c) 買
 い手の指示に従って各梱包品にラベルまたはタグを付ける。
 (d) 注文書番号、改訂またはリリース番号、買い手の部品番
 号、売り手の部品番号(該当する場合)、出荷される品数、出

料、和解および判決も含む)について、補償し、かつ損害を与えないようにする。ただし、買い手の単独の過失により生じる範囲を除く。

17. 保険。下記の一般要件が本注文書に基づくすべての業務に適用される。すべての階層の請負業者および下請業者(「請負業者」)から遵守も要求される。本書の条件に含まれるすべての保険要件が下記に概説する通りに遵守されるまで、かつ形式がおよび内容に関して買い手の納得のいく上記の遵守の証拠がおよび買い手に送付されるまで、売り手/請負業者は、本注文書に基づきいかなる種類の業務も開始しないものとする。本書の条件により要求されるいっさいの保険は、延長期間も含めて、本注文書に基づいて履行される業務の全期間中、およびすべての買い手の納得のいくように完了するまで継続される。買い手が保険を承認または受理しても、本書に基づく売り手または請負業者の責任は免除も軽減もされないものとし、保険継続は本書の条件の重大な違反となる。

17.1 標準条件

17.1.1 格付け — 本契約で必要とされる保険を提供するいっさいの会社は一定の最低限の財務保証要件を満たしていなければならない。上記の要件は A.M. Best 社が最新版 Best's Key Rating Guide - Property-Casualty に発表する格付けに一致する。各会社の格付けは「保険証券」に記載しなければならない。すべての保険証券は最新の Best 社の格付け(A.M. Best 社発行の Best's Key Rating Guide 最新版に記載)で A-V またはそれ以上 または同等の格付けを持つ会社が作成しなければならない。

17.1.2. 解約 — 買い手に対しては、本契約で要求される保険料の不払い以外の場合、例外なく、保険の解約の場合には事前に 30 日以上予告期間を与える。保険料の不払いによる解約の場合は、10 日間の解約予告期間を与える。上記の義務的な 30 日間の予告期間の確認を「保険証券」、本契約で求めるすべての保険証券に表示するものとする。

17.1.3. 代位権の放棄 — 売り手/請負業者は物上代位権を放棄し、かつ、それぞれの代理人および従業員も含め、保険加入者に必要とされるすべての保険証券に基づく代位権を放棄させる。売り手/請負業者は、本契約により、本契約に基づく履行に起因する身体的損傷、物的損害または他の保険請求の損失または請求に関して、それぞれの系列会社、管理者および従業員も含め、買い手を免責する。

17.1.4. 追加被保険者 — 妥当な要求に応じ、買い手、オーナーおよび他の者を、本注文書に基づいて履行される業務に関して、商用賠償責任保険および自動車損害賠償責任保険の追加被保険者として指名するものとする。

17.1.5. 第一保険 — 追加被保険者に提供された保険を第一次的保険とし、買い手および所有者が加入している他の保険は契約者の加入する他のすべての保険に対して追加部分とし、売り手/契約者の保険と分担しない旨、売り手/請負業者および買い手およびオーナー間で明確に合意し、了解する。

17.1.6. 法律、規制および制定法の遵守 — 売り手/請負業者は契約が適用される管轄権におけるすべての法律、規制および制定法を遵守することに合意する。

17.2. 適用範囲の限度
 下記の最小限の適用範囲が定められている。ただし、現地法の下に最小限の適用範囲内及び限度が決められている場合には、下の約に最も適用範囲の付保および継続は、売り手/請負業者が本契約による負う可能性のあるいかなる責任も制限せず、影響も与えないものとする。最小限の適用範囲および限度に関するすべての保険証券は、事故発生毎の申請方式で（遡及日が本契約の付先する限り、クレーム提起ベース保険証券が許容される。その専門職業人賠償責任保険を除く）発行される。その限度額は米ドルで定め、次表すべてに適用する。

17.2.1. 米国およびカナダ

保険の種類	填補限度額
商用賠償責任*、免責条項に定める免責規定を対象とする契約上の責任を含む身体傷害および財物損壊向け。	1事故につき\$5,000,000、賠償責任の総填補額、製品および業務結果の総填補額、人的および広告侵害
自動車賠償責任保険、遂行する業務に関連して使用されるすべての自動車を対象とする。	\$2,000,000、財物損壊および身体傷害を対象とする共通の限度額
労災保険	制定法に従う
使用者賠償責任保険	事故1件、従業員1名、疾病1件につき\$1,000,000 - 保険範囲
職業人賠償責任（適用可能な場合）	請求1件につき\$1,000,000
包括身元信用保険（犯罪被害保険）	適用可能な場合に依りて
支払い&履行および/または労働および原材料の信用保険	適用可能な場合に依りて

* 商用賠償責任保険の限度額は賠償責任およびアンブレラ/エクスセス保険の保険範囲を組み合わせたものと一致する場合もある。

世界（米国およびカナダを除くすべての国）

保険の種類	填補限度額
施設、オペレーション、人的損害、製品、完結したオペレーションから生じた身体的損害、及び、前述した補償条項で規定する契約上の責任、をカバーする一般商業保険	1事故につき\$5,000,000、賠償責任の総填補額、製品および業務結果の総填補額、人的および広告侵害
自動車賠償責任保険、遂行する業務に関連して使用されるすべての自動車を対象とする。	\$2,000,000、財物損壊および身体傷害を対象とする共通の限度額 / 1事故、又は法令で規定する限度
労災保険・従業員の人的損害	業務を遂行する現地の法令、m 他は業務遂行する従業員に適用される現地の法令が定めるところに従う。
使用者賠償責任保険	事故1件、従業員1名、疾病1件につき\$1,000,000 - 保険範囲内又は現地法令で規定する額
職業人賠償責任（適用可能な場合）	請求1件につき\$1,000,000

な場合)	
包括身元信用保険(犯罪被害保険)	適用可能な場合に応じて
支払い&履行および/または労働および原材料の信用保険	適用可能な場合に応じて

一般商業保険の制限は、一般責任保険とアンブレラ保険・追加保険の合計でもよいとする。

18. 支払い不能。 下記または類似の事象が発生する場合、本注文書を売り手に対する責任を負わずに、買い手は直ちに終了することができ、売り手は下記のいずれかに関連して買い手に生じた、弁護士報酬および他の専門家鑑定料など、すべての費用を買い手に弁済する。(a) 売り手が支払い不能となるか、(b) 売り手が破産の自己申立てを行うか、(c) 破産の債権者による申立てが売り手に対して行われるか、(d) 破産管財人または受託者が売り手のために指定されるか、(e) 売り手が本注文書に基づき義務を満了するために、資金その他を問わず、買い手の融通を必要とするか、または、(f) 売り手が、債権者の譲渡を行う。
19. 違反または不履行のための終了。 売り手が下記を行う場合、買い手は売り手に対する責任を負わずに、本注文書のすべてまたは一部を終了することができる。(a) 本注文書の条件のいずれかであり、否認するか、違反するか、または違反する恐れがあるか、(b) 納入品の引き渡しまたは本注文書に関連するサービスの遂行を行わないか、行わない恐れがあるか、(c) 納入品の時宜を得た適正な完了または引き渡しを危うくさせるために、進行しないかまたは妥当な品質要件を満たさず、当該の不履行または違反を明記する買い手からの書面による通知の受領後10日(当該状況下で商業上妥当な場合は上記より短期間)以内に当該の不履行または違反を是正しないか、(d) 買い手向けに納入品の製造に使用した資産の大部分の売却、または結果として売り手の支配権が変更することになりそうな株式もしくは他の株主持分の合併、売却もしくは交換も含む取引を締結するか締結しようとして申し出る。売り手は、上記の(d)項に定める状況を導きうる交渉を開始してから10日以内に買い手に通知を行う。ただし、売り手の要求あり次第、買い手は上記の取引に関連して買い手に開示された情報に係る適切な秘密保持契約を締結することを条件とする。
20. 終了。 本注文書を解約または解除する買い手の他の権利に加えて、買い手は自由裁量により、売り手に書面により通知することによって本注文の全部または一部をいつでも、かついかなる理由でも直ちに解除することができる。解除の通知を受け取り次第、買い手による別段の指示がない限り、売り手は下記を行う。(a) 本注文に基づくすべての業務を直ちに終了し、(b) 完成済みの納入品、仕掛品、および売り手が買い手の注文した数量に従って正当に製造または入手した部品および材料で、売り手が自他のために物品を製造する際に使用することができないものは権利を買い手に移転して、引き渡し、(c) 解除の結果として直接生じた実際原価の下請業者からの支払い請求の確認および決済を行い、下請業者が所有している材料を確実に返還させ、(d) 買い手から処分の指示を受けるまで、買い手に権利がある売り手所有の財産を保護するのに合理的に必要な処置を講じ、かつ、(e) 買い手の妥当な要求あり次第、別の

定めがある場合を除き、本注文書の終了後も存続する。

37. 完全なる合意。修正。第1条に記載されているものを除き、本注文書は、附属書、附表、補遺またはその中で買い手が特に言及している他の条件と共に、本注文書に記載の事項に関する売り手と買い手間の完全なる合意を構成する。本注文書は、各当事者の正式代表者によって書面をもって作成された改訂本によってのみ、または買い手が発行した購入注文書によって、本書の条件の第9条の範囲内の変更に関して、修正することができ、買い手は、ウェブサイト <http://www.johnsoncontrols.com>>ビル総合メンテナンス>サプライヤー情報>購買の世界的条件のページに改訂済みの条件を掲載することによって随時、今後の注文書に関する本書の条件を修正することができ、上記の改訂された条件はその後発行されたすべての注文書に適用される。